

学校法人嘉数女子学園
沖縄女子短期大学ガバナンス・コード

【点検結果】

点検日：2024（令和6）年9月18日

ガバナンスコードの制定

令和元年5月に学校教育法及び私立学校法が改正されたことに併せて、今後は学校法人が私立学校法等の法令を遵守するだけでなくとどまらず、経営方針や運営姿勢を自主的に点検し、経営の強化と、ステークホルダーに対して説明責任を果たすことが求められています。

また、認証評価や私学助成取得の要件等においても、さまざまな留意事項が求められています。

学校法人嘉数女子学園沖縄女子短期大学は、これら留意事項を把握、点検し、健全な発展に資することを促す一環として、規範となるガバナンス・コードを2022年3月24日に制定いたしました。

なお、ガバナンス・コードの制定にあたっては、日本私立短期大学協会が示す内容に準拠しており、このガバナンス・コードを活用することによって、円滑な法人運営を遂行してまいります。

今般、本法人のガバナンス・コードに基づく取組みの実施状況について点検を行いましたので、その内容について公表いたします。

適合遵守状況：○実施 △一部実施 ×未実施

第1章 経営の安定性・継続性の確保			
本学は、これまでそれぞれの建学の精神を堅持し、独自の特色ある教育を展開し、地域はもとより広く社会に貢献してきました。この多様化する時代において、今後も安定して存続し、健全に発展していくためには、経営と教学の連携・協力体制の確立、中期的な計画の策定、危機管理を含めたコンプライアンスの徹底を組織的に行い、ガバナンス強化を図っていくことが必要とされています。 第1章においては、上記目的の実現のため、今後の経営の安定性・継続性の確保のために必要な事項について定めます。			
1. 経営と教学の連携・協力	確認事項	適合状況	内容・対応
(1) 本学は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する沖縄女子短期大学の教育目的を明示します。	1)建学の精神を明示し、内外に周知している。	○	学生便覧、ホームページ、大学案内等に掲載し、内外に周知している。
	2)建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している。	○	ホームページ： https://www.owjc.ac.jp/guide/history
(2) 本学園は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させるものとします。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という。）が法人及び理事と密接に関わる体制を整備するものとします。	1)学長等を理事として選任している。	○	学校法人嘉数女子学園寄附行為第6条第1項第2号に基づいて学長は理事となっている。
	2)学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めている。	○	学長が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備されている。また、学長は教学運営の最高責任者として、教授会の意見を聴いて最終判断をしている。教授会は、学則及び教授会規則に基づいて開催している。

2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容	確認事項	適合状況	内容・対応
(1) 学校法人は、安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行うよう努めます。このため、法令に基づき、原則として5年以上の中期的な計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備するものとします。	1)原則として5年以上の中期的な計画を策定している。	○	令和5（2023）年度から令和9（2027）年度（5か年）の事業計画が策定されている。
	2)中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している。	○	中期計画に基づいて、毎年度の事業計画を立て、当該年度の事業計画の実施状況を報告している。
	3)中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えている。	○	中期計画は、理事長、常務理事、学長、部署長、学科長、課長等を中心に原案を策定し、理事会・評議員会の意見を聴いている。理事会・評議員会で承認を得た事業計画は、教職員に周知している。
	4)中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。	○	教学マネジメントの特色化及び経営基盤の安定化の二大重点項目の中で、教学改革、人事体制と人件費管理、設備・教育機器、財務計画の内容を盛り込んでいる。
	5)中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。	○	第四次経営計画（2023年から2027年）では、毎年度の事業報告書の内容を反映し、毎年度の事業計画の進捗状況は、理事会、評議員会に報告している。2022年度に受審した認証評価機関の評価結果を踏まえて内容を記載している。
3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方	確認事項	適合状況	解 説
(1) 本学は、法令遵守のための体制を整えるものとします。	1)すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備している。	○	学園寄附行為及び規則、規程に基づいて、法人運営、教育・研究活動及び管理運営に組織的に取り組んでいる。
	2)教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けている。	○	寄附行為は、理事会及び評議員会で必要に応じて見直しを図っている。学則、その他の規則、規程等は、関係部署、委員会等の議を経て改廃等行なっている。また、規程集を配布し閲覧に供している。

	3)違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している。	○	沖縄女子短期大学公益通報保護者等に関する規程を制定し、通報窓口を総務企画課に設置している。また公益通報者等の保護も規定し、必要な措置を講じるようになっている。
	4)本学の健全な運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している。	○	学校法人嘉数女子学園ハラスメント防止規程を制定し、セクシャル・アカデミック・パワー・妊娠・出産・育児休業・介護休業などのハラスメント防止に、厳正に対処する態勢を整備している。
4. 地域貢献	確認事項	適合状況	内容・対応
(1) 本学は、社会的責任を果たすために、その使命に鑑み、内外のステークホルダーとの関係を密にし、地域貢献に努める。	1)地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えている。	○	3つのポリシーをはじめ各種方針を定め明確にしており、ホームページ、大学案内等で広く公表している。学長及び各種委員会担当部長等でステークホルダーへの周知方法について随時確認を行っている。
	2)地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。	○	定期的に公開講座等を実施している。 今後は、さらに地域貢献としての公開講座等の実施を行っていく。
	3)教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えている。	○	両学科及び学生支援委員会を中心に、正規の授業（地域参加型）等の実施や公開講座の実施を行っている

第2章 自律的なガバナンス体制の確立

理事・監事・評議員は、常に学校の歴史に培われた建学の精神を尊重するとともに、それぞれの役割を理解し、それに照らした学校経営及び運営判断に努める必要があります。

第2章においては、理事・監事・評議員の三者がその役割を連携することによって実現される自律的なガバナンス体制の確立の在り方について示します。

1. 理事会機能の充実	確認事項	適合状況	内容・対応
(1) 理事会は、本学園の最高意思決定機関であり、本学園の運営にすべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行するために、適切な運営を行うものとします。	1)理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。	○	理事会は、寄附行為第16条第2項により、本学の業務を決し、理事の職務を監督している。
	2)理事会は理事長が招集する。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明 ^(注) を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営している。 (注)「事前に議題の説明」とは、文書・電話による説明を含め、対面による説明に限定するものではない。	○	理事会は、寄附行為第16条第3項により理事長が招集している。寄附行為第16条第4項、同条5項、同条6項、同条10項、同条11項により、理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議する事項を書面により通知している。通知は、緊急の場合を除き会議の7日前までに発している。理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した場合は出席とみなしている。
	3)理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしている。	○	学内理事の理事長、常務理事、職責理事（学長）から理事会・評議員会において、報告が行われている。
	4)理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしている。	○	各理事は本学園の持続的な成長と中長期的な安定経営のため、教学、人事、施設、財務、法務等の面について、それぞれの専門、経歴等を活かした適切な業務執行を推進している。
	5)外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。	○	学外理事は、本学園の経営・マネジメントの強化のため、それぞれの学識経験から期待される知見に基づく意見を述べ、多面的な経営判断ができる体制となっている。

	6)理事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	○	学内理事は、文科省、日短協、私学事業団等主催の研修会に参加している。また理事に対しては都度必要な情報を提供し、業務執行の内容充実に努めている。
(2) 理事長は、学校法人を代表し、学校法人の業務を総理する。理事（理事長を除く）は、寄附行為で定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の職務を掌理する。	1)理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。	○	寄附行為第 11 条により、理事長は、本学園を代表し、その業務を総理している。
	2)理事長の代理権限順位を明確に定めている。	○	寄附行為第 14 条の規定に基づいて、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位として、学長（職責理事）が定められている。
	3)理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っている。	○	理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本学園のため忠実にその職務を行っている。
	4)理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。	○	本学園寄附行為第 44 条で「役員のこの法人に対する損害賠償責任」に規定しており、理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。
	5)理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。	○	私立学校法第 40 条の 5 により、理事は本学園と理事の利益が相反する取引を行なう場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなど理解している。なお、本学園では該当する事象は発生していない。
(3) 理事の選任は、私立学校法及び各学校法人の寄附行為の定めるところによるものとします。	1)寄附行為に定める人数の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充を図る。	○	寄附行為第 5 条に基づき、10 人の理事を置くことが定められており、現在 10 人の理事が就任し欠員は生じていない。 寄附行為第 9 条で「理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。」と規定されており遵守している。
	2)理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ①本学園の設置する短期大学の学長 ②本学園の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところに	○	寄附行為第 6 条により、理事は適切に選任されている。理事の内訳は、①この法人の創立者、後継人又はその代理と認められる者 1 人、②この法人が設置する短期大学長 1 人、③評議員のうちから評議員会において選任された者 3 人、④学識経験者のうちから理事会において選任した者 5 人、計

	より選任された者		10人が適切に配置されている。
	3)理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していない。	○	理事長は、他の学校法人の理事長を兼務していない。
	4)理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。	○	理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していない。
	5)理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。	○	理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。
	6)理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。	○	寄附行為第10条に役員（理事、監事）の解任及び退任について、定めている。
	7)外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2人以上選任するよう努めている。	○	外部理事7人は、選任の際に本学園の役員又は職員でない者を選任している。
2. 監事機能の充実	確認事項	適合状況	内容・対応
(1) 監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の実質化を図るために、監事の職務の周知を徹底するとともに、学校法人としても適切な監査体制を整えるものとします。	1)監事は、本学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。	○	寄附行為第15条第1項により、監事は、本学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について監査し、各会計年度の監査報告書を作成し、当該年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。
	2)監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。	○	監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。
	3)監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。	○	監事は、寄附行為第15条第2項、同条第3項に基づいて、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。
	4)監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べている。	○	監事は、寄附行為第15条第1項第7号に基づいて、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。
	5)監事に対し、研修や情報提供の機会を設けている。	○	監事は、文部科学省主催等の監事研修会等に参加している。 また、理事会、評議員会等で学内理事等から最新の情報が提供されている。

(2) 監事の選任は、私立学校法及び本学園の寄附行為の定めるところによるものとします。	1)監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいている。	○	寄附行為第 7 条第 1 項により、監事は本学園の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。
	2)監事を 2 人以上置いている。	○	寄附行為第 5 条第 1 項第 2 号により、監事を 2 人置くことが定められている。 現在 2 人の監事が配置されている。
	3)監事は、他の学校法人の理事又は監事を 4 以上兼務していない。	○	監事は、他の学校法人の理事又は監事を 4 以上兼務していない。
	4)監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれていない。	○	寄附行為第 7 条第 1 項により、監事は、本学園の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者が含まれていない。
	5)監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していない。	○	寄附行為第 7 条第 2 項により、監事は、本学園の理事、評議員又は職員を兼務していない。
3. 評議員会機能の充実	確認事項	適合状況	内容・対応

(1) 評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っています。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行うものとします。	1)次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。 ①予算及び事業計画 ②事業に関する中期的な計画 ③借入金及び重要な資産の処分に関する事項 ④役員に対する報酬等の支給基準 ⑤寄附行為の変更 ⑥合併 ⑦解散 ⑧収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨その他、本学園の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	○	寄附行為第 21 条により、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項が、次のとおり定められており、評議員会の意見を聴いている。 ①予算及び事業計画 ②事業に関する中期的な計画 ③借入金及び重要な資産の処分に関する事項 ④役員に対する報酬等の支給基準 ⑤予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ⑥寄附行為の変更 ⑦合併 ⑧目的たる事業の成功の不能による解散 ⑨寄附金品の募集に関する事項 ⑩その他、本学園の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められるもの
---	--	----------	---

(2) 諮問機関としての評議員会は、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものとします。	1)評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されている。	○	寄附行為第 22 条に「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」と定められており、周知されている。
	2)評議員に対し、研修や情報提供の機会を設ける。	○	評議員に対し、評議員会等で、文部行政の動向、私立学校法等の改正など、適切な情報提供を行っている。
(3) 評議員の選任は、私立学校法及び本学園の寄附行為の定めるところによるものとします。	1)評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ①本学園の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ②本学園の設置する私立学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	○	寄附行為第 23 条により、評議員の選任について、次のとおり適切に行われている。 ①本学園の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ②本学園の設置する私立学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
	2)本学園の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている。	○	評議員は、教育関係者、行政関係者、経営者等の経歴を有しており、学園経営に広範かつ有益な意見具申ができる者が選出されている。
	3)評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の 2 倍を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充を図る。	○	寄附行為第 19 条により、評議員数は理事定数 10 人の 2 倍を超える 21 人が選任されている。欠員が生じた場合は、速やかに補充している。

第3章 教学ガバナンスの充実

大学は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させること」、短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」を目的とすることが、学校教育法に定められており、地域社会の発展に寄与する存在とされています。

学長は、本学園の理念を理解し、また学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守し、教育の質を保証するとともに、本学の適切な管理運営に資するよう体制整備に努めるものとします。

第3章では、本学園の設置する本学の役割と、それを果たすためのガバナンスの在り方について示します。

1. 私立大学・短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の充実	確認事項	適合状況	内容・対応
(1) 本学は、本学園の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げています。本学においては、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知するものとします。	1)学習成果を明示し、内外に周知している。	○	大学 HP において公開している。
	2)卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知している。	○	大学 HP において公開している。適時見直しを行なっている。3つのポリシーをはじめ各種方針を定めホームページ、大学案内等で広く公表している。策定等に関しては、自己点検推進委員会にて統括している。
(2) 私立大学・短期大学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められます。また、本学においては、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定するものとします。	1)7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受けている。	○	短期大学基準協会による短期大学評価を受審し、いずれも「適合」の認定を受けている。
	2)定期的に自己点検・評価を行っている。	○	毎年、自己点検推進委員会統括の下、自己点検・評価を行っている。
	3)本学園の中期的な計画のうち、本学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。	○	認証評価機関の評価結果をふまえた内容に検討を加えながら、中期計画の内容に反映させている
2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実	確認事項	適合状況	内容・対応
(1) 学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としています。特に私立大学・短期大学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教	1)学長は、本学が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されている。	○	学長選考規程に基づき、適切な順序を踏まえ選考委員会にて選出されている。
	2)学長は、建学の精神及び本学の教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めている。	○	沖縄女子短期大学は建学の精神や理念に基づき、教育研究上の目的を定め、それらを具体化するための(3つのポリシー)を策定している。

育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって本学の向上・充実に寄与するものとします。			この大学の方針を受け、両学科及び大学の教育充実・発展のために教授会、各種委員会にて情報発信を行っている。
(2) 学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠であり、本学の向上・充実のために、本学の状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整えるものとします。	1)学長のほか、教授、准教授、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いている。	○	沖縄女子短期大学学則第7条において、学長の役割を明確にしており、校務をつかさどり、所属教職員を統督することを定めている。 また、公式ホームページや各種刊行物等において学長からのメッセージを掲載することで情報発信に努めている。
	2)教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。 ①学生の入学、卒業及び課程の修了 ②学位の授与 ③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの	○	毎月の教授会において、①～③の内容に関して、必要に応じて意見を述べている。
3. 教職員の資質向上	確認事項	適合状況	内容・対応
(1) 私立大学・短期大学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。 そのため、私立大学・短期大学は、教職員の資質向上に努めます。	1)教員に対するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。	○	「沖縄女子短期大学FD・SD委員会規程」が整備され適切に実行している。 全学的な教育支援政策の企画等も行なわれており、本学の目的及び理念並びに学科の教育目標に関わる活動を支援している。
	2)事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。	○	本学ではFDとSDを包含した規程が整備されており、適切に実行している。
	3)組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている。	○	定期的に組織の見直しを図るとともに教職協働体制の整備に努めている。

第4章 情報の公開と公表

学校法人は、法人運営が適切かつ適法に行われていることの証しとして、情報公開及び情報公表を推進し、ステークホルダーからの信頼を得るよう努める。
第4章においては、公開及び公表すべき情報とその運用について示す。

1. 情報公開と発信	確認事項	適合状況	内容・対応
(1) 本学園は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成するものとします。また、寄附行為と併せて、当該年度終了後3か月以内にそれらを閲覧できるように整備します。	1) 法令に基づき、下記の情報を公開している。 ①財産目録 ②貸借対照表 ③収支計算書 ④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの） ⑤監事による監査報告書 ⑥役員等名簿 ⑦寄附行為 ⑧役員報酬の基準 2) 1)の情報について、⑦については最新のものを、その他は作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしている。	○	私立学校法第63条の2（情報の公表）に基づき、下記の情報を本学ホームページにて公開している。 ①財産目録 ②貸借対照表 ③資金収支計算書 ④活動区分資金収支計算書 ⑤事業活動収支計算書 ⑥事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの） ⑦監査報告書 ⑧役員名簿 ⑨寄附行為 ⑩役員報酬の基準 ⑪学校法人会計の特長と企業会計の違い 確認事項 1) の情報について⑦の寄附行為は、令和4（2022）年10月6日文科省大臣認可、同日施行のものが最新であり、その他は、平成31（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年分について、本学園のホームページにて公開されている。また、1) の情報は本学園の事務局にも備えてあり「財務情報公開規程」に基づき、請求があった場合には、閲覧ができるようになっている。
	3) 法令に基づき、1)の内容を公表している。	○	本学園ホームページにて次の内容を公開してい

			る。 ①財産目録 ②貸借対照表 ③資金収支計算書 ④活動区分資金収支計算書 ⑤事業活動収支計算書 ⑥事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの）⑦監査報告書 ⑧役員名簿 ⑨寄附行為 ⑩役員報酬の基準 ⑪学校法人会計の特長と企業会計の違い。
	4)法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いている。	○	事務局・総務企画課において備えて置いている。
	5)相当割合を出資する会社がある場合、法令に基づき情報公開を行っている。	○	該当なし
(2) 本学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報を公表するものします。	1)下記の情報を公表している。 ①教育研究上の目的及び i)卒業認定・学位授与の方針、ii)教育課程編成・実施の方針、iii)入学者受入れの方針 ②教育研究上の基本組織 ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等 ⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ⑧授業料、入学科その他私立大学・短期大学が徴収する費用 ⑨学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援	○	本学は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する次の情報を本学ホームページにて公開している。 ①教育研究上の目的及び三つのポリシー→ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針） ②教育研究上の基本組織に関すること→学園組織 ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること→教員紹介（学位・業績）教育条件（教員 1 人当たりの学生数、年齢別教員数、職階別教員数など） ④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等 →入学者数、収容定員、在学者数、卒業生数（学位授与数）、進学者数、就職者数 ⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること→総合ビジネス学科・児童教育学科シラバス・・・ ⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること→学校所在地、アクセス方法・キャンパスマップ、施設（校地、校舎面

			積)、課外活動の状況、校舎等の耐震化率、 ⑧授業料、入学料その他私立大学・短期大学が徴収する費用に関する事 ⑨学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援に関する事
--	--	--	--